規則名	理由	要旨	
奈良県立高等学校等職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則	主幹教諭の職を設置するため、所要の改正をしようとするものである。		

奈良県立高等学校等職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則(案)

奈良県立高等学校職員の人事評価に関する規則 (平成十八年三月奈良県教育委員会規

則第十八号)の一部を次のように改正する。

第五条第五項の表中 論、実習助手及び寄宿舎 指導員

を 論、栄養教論、実習助 主幹教論、教論、養護

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

附

則

手

に改める。

教

奈良県立高等学校等職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則(案)新旧対照表

略	Tan	略	被評価者 第一次評価	(自己申告評価) (自己申告評価) (自己申告評価) で掲げる者と、第二次評価者にあっては下欄に掲げる者と、第二次評価者にあっては中欄に掲げる者とする。
略	教諭、養護 所属する学 教諭、栄養 校の教頭 校の校長 での教頭 校の校長 での教頭 校の校長 での教頭 での校長 での表面 での校長 での表面 でのでします。	略	被評価者 第一次評価 第二次評価	(自己申告評価) (自己申告評価) (自己申告評価) (自己申告評価) (自己申告評価) (自己申告評価) (自己申告評価) (自己申告評価) (自己申告評価) (自己申告評価)